

1 か月児健康診査を長野県外の医療機関等で受けられる方へ

岡谷市役所健康推進課

里帰りなどの理由により、長野県外の医療機関等で1か月児健康診査を受けた場合、受診料（保険適用外）の一部を助成いたします。

助成対象の1か月児健康診査終了後、以下の書類をご提出ください。

必要書類 書類は、1か月児健康診査を受けた日の属する年度の末日までにご提出ください。

1. 岡谷市1か月児健康診査県外受診補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）	請求額は未記入で結構です。 振込先は、検査を受けた1か月児の保護者（申請者）名義の口座としてください。（申請者本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 1か月児健康診査受診票 ※ 健診結果記載済	岡谷市で発行した1か月児健康診査受診票 ※健診を受けた医療機関で健診結果（医療機関記入欄、請求書欄に示す医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長）を記入済みのもの
3. 医療機関発行の領収書（原本） 診療明細書（ある場合のみ）	原本は、確認後お返しいたします。
4. 母子健康手帳の写し	1か月児健診受診日等を確認させていただきます。

手続きに関する注意事項

1. 1か月児健康診査には、健診結果の記載が必要です。受診の際は、別紙医療機関宛通知書を提示し、検査を受けてください。
2. 助成の上限額は6,040円となります。
3. 長野県外の医療機関等では、岡谷市で発行した1か月児健康診査受診票は使用できませんので、受診料は直接医療機関にお支払いください。
4. 領収書は、受診者の氏名や医療機関名、受診年月日が確認できるものを提出してください。
5. 岡谷市外に住民票を異動した後に受診した場合は、このサービスを受けることはできません。転入先の市町村へお問合せください。

【書類の提出先（お問合せ先）】

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

電話 0266-23-4811 （内線）1164 岡谷市役所健康推進課 保健指導担当